志學館大学女子学生寮規程

（趣　旨）

第１条 この規程は、志學館大学女子学生寮（以下「学生寮」という。）の管理運営に必要な事項を定める。

（目　的）

第２条 学生寮は、本学の教育方針に基づき、学生の起居・休養・勉学の場であるとともに、規律的共同生活を通じて心身共に健全な人間形成に資するための施設とする。

（入寮願）

第３条 学生寮に入寮を希望する者は、所定の入寮願を本学学務課に提出しなければならない。

（入寮の許可）

第４条 入寮の許可は、入寮を願い出た者について学務委員会で選考の上、学長が許可する。

（入寮の手続）

第５条 入寮を許可された者（以下「寮生」という。）は、指定された期日までに所定の誓約書を提出するとともに、入寮費、寮費及び食費・水光熱費（以下「入寮費等」という。）を納入しなければならない。

（入寮費、寮費及び食費・水光熱費）

第６条 入寮費等の金額については、別表１に定める。

２　既納の入寮費等は返却しない。 ただし、入学前に入寮を辞退した場合に限り返却する。

３　休寮期間が長期間に及ぶ場合は、寮費及び食費・水光熱費（以下「寮費等」という。）に限り返却するものとし、返却方法・返却金額については、別に定める。

（在寮期間）

第７条 寮生の在寮期間は、大学院学生の場合は２年間、学士課程学生の場合は４年間とする。ただし、修学上止むを得ないと認められる場合は、空室状況等を考慮し、在寮期間の延長を認めることができる。

２　入寮したものは、特別の事情がない限り１年間は在寮するものとする。

（施設保全及び弁償義務等）

第８条 寮生は施設の清潔美化に努め、正常な状態を保持することに留意しなければならない。

２　寮内での飲酒、喫煙は禁止する。

３　施設・設備・備品等を滅失又は破損したときは、速やかに寮生は寮監に届出のうえ、原状に復し、又はその費用を弁償しなければならない。

４　居室における火器及び電熱器具類（許可された物以外）の使用は、禁止する。

５　施設・設備等の異常に気づいた場合は、直ちに寮生は寮監に連絡するものとする。

（退寮手続及び退寮処置）

第９条 やむを得ない事情で退寮する者は、事前に寮監に申し出た後、退寮願を本学学務課に提出し、承認を受けなければならない。

２　退寮の日が学期の中途の場合にあっても、その学期に属する寮費等は納入しなければならない。

３　寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命ずることがある。

(1)　学則又は学生寮の規程等を守らず、学生寮での生活に不適当と認められるとき。

(2)　入寮費等の納入を怠ったとき。

(3)　疾病その他の理由で、保健衛生上共同生活に適さないと認められるとき。

(4)　休学・退学（除籍を含む。）又は停学を命ぜられたとき。

(5)　第７条第１項本文に定める最長在寮期間を満了したとき。ただし、第７条第１項ただし書により延長を認められた場合は、この限りではない。

（寮生以外の者の宿泊）

第１０条 学生寮には、原則として、寮生以外の者は宿泊できない。

２　本学の学生で、次の各号のいずれかに該当する場合は、短期間の入寮を認めることがある。

(1)　災害の発生又は伝染病の流行等により、居住地からの通学が困難となったとき。

(2)　大学の都合で一時的に通学経路・時間の変更があり、入寮が合理的と認められるとき。

(3)　その他の理由で、学長が短期間の入寮を認めたとき。

３　短期入寮時の入寮費等の納入方法及び納入期限については、別表２に定める。

（立ち入り検査について）

第１１条　学生寮について、必要があると認められた場合は、大学学務課による立ち入り検査を行うことができる。

（雑　則）

第１２条 この規程の実施に関し、必要な事項は学長が別に定める。

附　則

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

２　志學館大学女子学生寮規程（平成２３年４月１日制定）は、廃止する。

附　則

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

１　この規定は、令和８年４月１日から施行する。

別表１　第６条第１項関係

１　志學館大学女子学生寮（すみれ寮）

費　目			金　額	納入方法・納入期限
入寮費			40,000 円	入寮時に納入する。
寮　費 （前後期）	一人部屋	前期	47,500 円	４月末日（新入生は入学手続時）までに納入する。
		後期	47,500 円	１０月末日までに納入する。
	二人 部屋	前期	35,500 円	４月末日（新入生は入学手続時）までに納入する。
		後期	35,500 円	１０月末日までに納入する。
食費・水光熱費（毎月）			38,500 円	毎月指定された日までに（新入生は入学手続時に４月分を）納入する。

別表２　第１０条第３項関係

１　短期間の寮費及び食費・水光熱費（日額）

施設名称	タイプ	入寮費	寮費	食費・ 水光熱費
すみれ寮	一人部屋	徴収しない。	800 円	1,500 円
	二人部屋	徴収しない。	600 円	1,500 円
入居・退去日		該当なし。	入居・退去日は半額とする（円未満切り捨て）。	
納入方法・納入期限		該当なし。	退寮後速やかに納入する。	